

# 山梨県指定障害福祉サービス事業者等指導要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、知事が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第11条及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第57条の3の3の規定に基づき、自立支援給付対象サービス等（自立支援医療及び補装具の販売及び修理を除く。以下同じ。）並びに障害児通所支援及び障害児入所支援（以下「障害福祉サービス等」という）を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者に対して行う障害福祉サービス等の内容並びに自立支援給付（自立支援医療費及び補装具費を除く。）並びに障害児通所支援給付及び障害児入所支援給付（以下「自立支援給付費等」という。）の請求等に関する指導について、基本的事項を定めることにより、障害福祉サービス等の質の確保及び自立支援給付の適正化を図ることを目的とする。

## (指導方針)

第2条 指導は、指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくはこれらの者であった者、指定障害者支援施設の設置者若しくは当該指定に係る施設等の長その他の従業者である者若しくはこれらの者であった者、指定一般相談支援事業者若しくは当該指定に係る相談支援事業所の従業者若しくはこれらの者であった者及び指定特定相談支援事業者若しくは当該指定に係る相談支援事業所の従業者若しくはこれらの者であった者並びに指定障害児通所事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくはこれらの者であった者、指定障害児入所施設の設置者若しくは当該指定障害児入所施設等の長その他の従業者である者もしくはこれらの者であった者及び指定障害児相談支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくはこれらの者であった者（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）に対し、「山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例」（平成24年山梨県条例第68号）、「山梨県指定障害者支援施設等に関する基準等を定める条例」（平成24年山梨県条例第69号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第27号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第28号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第523号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相

談支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年厚生労働省告示第124号）、「山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例」（平成24年山梨県条例第66号）、「山梨県指定障害児入所施設等に関する基準等を定める条例」（平成24年山梨県条例第67号）、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働告示第122号）」、「児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働告示第123号）」並びに「厚生労働大臣が定める一単位の単価」（平成18年厚生労働省告示第539号）、「厚生労働大臣が定める一単位の単価」（平成24年厚生労働省告示128号）等に定める障害福祉サービス等の内容及び自立支援給付等に係る費用の請求等に関する事項について周知徹底し、適正化を図るための指導を行うことを方針とする。

#### （指導形態）

第3条 指導の形態は、通常次のとおりとする。

##### （1）集団指導

集団指導は、県が障害福祉サービス等の内容、自立支援給付等に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について、指導が必要であると思われる指定障害福祉サービス事業者等を一定の場所に集め、講習等の方法により行う。

##### （2）実地指導

実地指導は、県が指導が必要であると思われる指定障害福祉サービス事業者等の事業所において、実地に行う。

#### （指導対象となる指定障害福祉サービス事業者等）

第4条 対象となる指定障害福祉サービス事業者等は、次のとおりとする。

##### （1）集団指導

ア 障害福祉サービス等を行う指定障害福祉サービス事業者等

イ 実地指導の対象外となった指定障害福祉サービス事業者等で特に県が必要と認める者

##### （2）実地指導

原則として3年に1度、全ての指定障害福祉サービス事業者等

#### （指導方法等）

第5条 指導方法等は、次のとおりとする。

##### （1）集団指導

ア 指導通知

県は、指導対象となる指定障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等について、文書により当該事業者等に通知する。

#### イ 指導方法

集団指導は、障害福祉サービス等の内容、自立支援給付等に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について、講習等の方式で行う。

### (2) 実地指導

#### ア 指導通知

県は、指導対象となる指定障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項について、文書により当該事業者等に通知する。

実地指導の根拠規定及び目的

実地指導の日時及び場所

指導担当者

出席者

準備すべき書類等

#### イ 指導方法

実地指導は、別紙「主眼事項及び着眼点」に基づき、関係書類を閲覧し、関係者との面談方式で行う。

#### ウ 指導結果の通知等

実地指導の結果については、改善を要すると認められた事項に関し、後日文書によって通知を行う。

#### エ 改善報告書の提出

県は、当該事業者等に対し、文書で指摘した事項に係る改善報告書の提出を求める。

### (指導後の措置等)

第6条 指導後の措置等は、次のとおりとする。

- (1) 実地指導の結果、適正な運営を行っているとして認められた場合には翌年度は実地指導を行わない。
- (2) 実地指導において指導した事項について、改善が不十分な指定障害福祉サービス事業者等については、翌年度も実地指導の対象とする。
- (3) 実地指導の結果、山梨県指定障害福祉サービス事業者等監査要綱（以下「監査要綱」という。）に定める選定基準に該当すると判断した場合には、後日、速やかに監査を行う。なお、実地指導中に、明らかに不正又は著しい不当等が疑われる場合には、実地指導を中止し、直ちに監査要綱に定めるところにより監査を行うことが

できる。

(指導の拒否への対応)

第7条 正当な理由がなく実地指導を拒否した場合には、監査を行う。

(情報の提供等)

第8条 県は、指導結果の通知及び改善報告書の内容について、市町村への情報提供を行うとともに、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号）等に従いプライバシーの保護に配慮しつつ、利用者保護の観点をもって出来るだけ開示を行う。

(報告)

第9条 県は、指導の実施状況について、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に報告を行う。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月12日から施行する。